

## ネーミングライツパートナー募集要項

### 【公園施設】

| 対象資産 No. | 募集施設          |
|----------|---------------|
| R 7-ネ 12 | 東部公園野球場       |
| R 7-ネ 13 | 王仁公園運動広場      |
| R 7-ネ 14 | 中の池公園運動広場     |
| R 7-ネ 15 | 香里ヶ丘中央公園運動広場  |
| R 7-ネ 16 | 東部公園ドッグラン     |
| R 7-ネ 17 | 王仁公園スケートボード広場 |

令和7年9月

枚方市 総務部 財産活用課

## **1. ネーミングライツ導入の目的**

---

枚方市市有資産民間提案制度の一環として、市の施設のネーミングライツを企業等に付与することを通じて、企業等の協力により施設の安定的な維持管理や魅力の向上を図るとともに、企業等の広報活動や社会貢献活動に資することを目的とします。

## **2. ネーミングライツの概要**

---

ネーミングライツとは、市の施設等に企業名や商品名を含む愛称を付ける権利（命名権）のことです。市は、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）から対価（ネーミングライツ料）をもらい、施設の維持管理等に役立てます。

全国的には、野球場等のスポーツ施設、コンサートホール、歩道橋、公園、公衆便所等に導入されています。たとえば、京セラドーム大阪（大阪ドーム）、ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）、ロームシアター京都（京都会館）等です。

市は、ネーミングライツの導入後、ホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、条例等で定められている正式名称については変更しません。

また、施設の所有権、運営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

## **3. ネーミングライツパートナーにとっての効果**

---

### **(1) PR効果**

企業名・商品名等を含む愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、市もホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますので、企業名・商品名等のPR効果が期待できます。

### **(2) 社会貢献活動**

ネーミングライツ料は、施設の維持管理等に役立てられるので、施設の魅力向上や市民サービスの向上に貢献することができます。

### **(3) イメージアップ**

ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーとして市民サービスの向上等に貢献していることをPRすることができるので、イメージアップにつながります。

### **(4) パートナーメリット**

当該施設の使用等、希望する特典（パートナーメリット）を提案することができます。なお、内容については、協議のうえ決定します。

#### 4. 各施設の概要

##### (1) 東部公園野球場

|     |                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 枚方市尊延寺 2987-1                                                                                                                                                                                                                                 |
| 面 積 | 約 12,000 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                       |
| 概 要 | <p>特徴：黒土仕様で、市が所有する施設で唯一硬式野球をプレーすることができる。<br/>両翼 92m、センター 115m。</p> <p>設備：観客席（1塁側・3塁側 各 80 席、外野 芝生席）、夜間照明、電光スコアボード、管理棟（管理室、更衣室、トイレ）</p> <p>利用件数：1,020 件（令和 6 年度）</p>                                                                           |
| 運 営 | <p>指定管理者による運営です。</p> <p>ネーミングライツの導入にあたっては、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、別途協議が必要になることがあります。</p> <p>指定管理者名：京阪ひらかたスポーツみどりグループ</p> <p>指定管理者の代表団体名称及び所在地：代表団体 京阪園芸株式会社 枚方市伊加賀寿町 1-5</p> <p>指定期間：令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで</p> |

##### (2) 王仁公園運動広場

|     |                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 枚方市王仁公園 1-1                                                                                                                                                                                                                                   |
| 面 積 | 約 7,200 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                        |
| 概 要 | <p>設備：夜間照明、バックネット、ダグアウトベンチ</p> <p>利用件数：1,163 件（令和 6 年度）</p>                                                                                                                                                                                   |
| 運 営 | <p>指定管理者による運営です。</p> <p>ネーミングライツの導入にあたっては、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、別途協議が必要になることがあります。</p> <p>指定管理者名：京阪ひらかたスポーツみどりグループ</p> <p>指定管理者の代表団体名称及び所在地：代表団体 京阪園芸株式会社 枚方市伊加賀寿町 1-5</p> <p>指定期間：令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで</p> |

##### (3) 中の池公園運動広場

|     |                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 枚方市東山 2 丁目                                                                                                                                                                                                                                    |
| 面 積 | 約 7,800 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                        |
| 概 要 | <p>設備：夜間照明、ラグビーゴール、サッカーゴール、<br/>バックネット（2面）、ダグアウトベンチ</p> <p>利用件数：1,133 件（令和 6 年度）</p>                                                                                                                                                          |
| 運 営 | <p>指定管理者による運営です。</p> <p>ネーミングライツの導入にあたっては、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、別途協議が必要になることがあります。</p> <p>指定管理者名：京阪ひらかたスポーツみどりグループ</p> <p>指定管理者の代表団体名称及び所在地：代表団体 京阪園芸株式会社 枚方市伊加賀寿町 1-5</p> <p>指定期間：令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで</p> |

(4) 香里ヶ丘中央公園運動広場

|     |                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 枚方市香里ヶ丘4丁目                                                                                                                                                                                                |
| 面 積 | 約 5,400 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                    |
| 概 要 | 設備：バックネット、ダグアウトベンチ<br>利用件数：1,072件（令和6年度）                                                                                                                                                                  |
| 運 営 | 指定管理者による運営です。<br>ネーミングライツの導入にあたっては、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、別途協議が必要になることがあります。<br>指定管理者名：京阪ひらかたスポーツみどりグループ<br>指定管理者の代表団体名称及び所在地：代表団体 京阪園芸株式会社 枚方市伊加賀寿町1-5<br>指定期間：令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで |

(5) 東部公園ドッグラン

|     |                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 枚方市尊延寺2987-1                                                                                                                                                                                              |
| 面 積 | 約 500 m <sup>2</sup> （小型犬区画）、約 800 m <sup>2</sup> （中大型犬区画）                                                                                                                                                |
| 概 要 | 設備：区画ごとに、水洗柱2基、野外テーブル2基、マーキング柱1基<br>※入場料無料                                                                                                                                                                |
| 運 営 | 指定管理者による運営です。<br>ネーミングライツの導入にあたっては、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、別途協議が必要になることがあります。<br>指定管理者名：京阪ひらかたスポーツみどりグループ<br>指定管理者の代表団体名称及び所在地：代表団体 京阪園芸株式会社 枚方市伊加賀寿町1-5<br>指定期間：令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで |

(6) 王仁公園スケートボード広場

|     |                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 枚方市王仁公園1-1                                                                                                                                                                                    |
| 面 積 | 約 700 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                          |
| 概 要 | 設備：バンク2基、複合セクション2基、ボックス2基                                                                                                                                                                     |
| 運 営 | ネーミングライツの導入にあたっては、王仁公園の指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、別途協議が必要になることがあります。<br>指定管理者名：京阪ひらかたスポーツみどりグループ<br>指定管理者の代表団体名称及び所在地：代表団体 京阪園芸株式会社 枚方市伊加賀寿町1-5<br>指定期間：令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで |

## **5. 契約期間**

- (1) 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、契約開始日は協議等の進捗により前後する場合があります。
- (2) 本市が契約期間終了後も引き続き当該施設にネーミングライツを導入する場合には、原則として、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者として契約更新の交渉を行い、愛称変更による利用者の混乱を防止します。ただし、契約の更新は、1回を限度とします（ただし、施設の老朽化による改修等により契約の更新ができない場合があります。）。

## **6. 費用負担**

### **(1) ネーミングライツ料**

ア) 契約希望金額は、次のとおりです。

| 対象資産 No  | 施設名           | ネーミングライツ料（年額）※ |
|----------|---------------|----------------|
| R 7-ネ 12 | 東部公園野球場       | 80万円以上         |
| R 7-ネ 13 | 王仁公園運動広場      | 40万円以上         |
| R 7-ネ 14 | 中の池公園運動広場     | 40万円以上         |
| R 7-ネ 15 | 香里ヶ丘中央公園運動広場  | 40万円以上         |
| R 7-ネ 16 | 東部公園ドッグラン     | 24万円以上         |
| R 7-ネ 17 | 王仁公園スケートボード広場 | 40万円以上         |

※ 消費税及び地方消費税は別途必要です。

- イ) 契約希望金額を下回る応募は不可とします。  
ウ) ネーミングライツ料は、金銭による支払いとします。  
エ) ネーミングライツ料は、公園の維持管理等に役立てます。

### **(2) ネーミングライツ料以外の費用**

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりです。なお、これらの費用は、ネーミングライツ料とは別負担です。

| 区分                            | ネーミングライツパートナー              | 市                  |
|-------------------------------|----------------------------|--------------------|
| 敷地内外の看板等の表示変更や新設              | ○<br>(※敷地外の看板等の変更は可能なもののみ) |                    |
| ネーミングライツパートナーが変更・新設した看板等の維持管理 | ○                          |                    |
| 契約終了時の原状回復                    | ○                          |                    |
| 契約締結後に作成する印刷物やホームページ等の表示変更    |                            | ○<br>(※市が作成するもののみ) |

## **7. 愛称**

### **(1) 愛称の付け方**

ア) 愛称には、公園名称を含めること（東部公園野球場については「東部スタジアム」及び「枚方」又は「ひらかた」の字句を含めること）を基本とし、その施設の内容がわかる愛称としてください。

例) ○○枚方東部スタジアム・○○王仁公園運動広場・○○王仁公園スケートボード広場・○○東部公園ドッグラン ※ ○○は企業名等

イ) 愛称は、日本語及び英語アルファベットによる表記に限ります。ただし、企業ロゴや企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴや企業マークについては、

ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

ウ) 不適切な愛称表示の例

- ・近隣の地域名を含むなど施設の所在地を誤認させるような名称
- ・一般的に企業名として理解されず、施設の名称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列等）

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(3) 愛称表示

愛称表示の設置場所・大きさ・色彩等については、「ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準」を順守してください。

(4) 愛称の周知

決定した愛称については、速やかに市民等に周知・PRを図るものとしますが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。また、施設利用者が自ら作成されるチラシ等についても、ネーミングを使用していただけるよう勧めてまいります。

(5) 愛称の使用

愛称の使用に当たっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用することとします。

## 8. 応募資格

応募者は、応募内容を自ら主体となって実施できる個人、法人又はその他団体（共同応募も可能）とします。ただし、応募の時点で次のいずれかに該当する者又は業種・団体は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
  - ア) 成年被後見人
  - イ) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - エ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付との審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - オ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしている者

- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
- (8) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
- (9) 法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。）又は本市の市税を滞納している者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又はそれに類似する業種
- (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (12) たばこに関する業種
- (13) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (14) 法律の定めのない医業類似行為に関する業種
- (15) 興信所・探偵事務所等の業種
- (16) 政治団体又は宗教団体
- (17) その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者又は業種  
※その他関係法令等に従う必要があります。  
※共同応募の場合は、すべての構成員が応募の資格を満たすことが必要です。また、原則として応募時と実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。

## 9. 応募手続き

### (1) 募集期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から同年 10 月 31 日（金）まで（必着）

### (2) 応募方法

「郵送・郵便局留」（簡易書留）により、必要書類を財産活用課に提出してください。持参による提出は受けできませんので、ご注意ください。

複数の施設について応募する場合は、1 通の封筒でまとめて提出していただいても構いません。

**【送付先】**

〒 573-8799

枚方郵便局留 枚方市役所 総務部 財産活用課 宛

### (3) 提出書類

ア) 提出書類は、次の表のとおりです。

複数の施設について応募する場合は、「ネーミングライツ申込書（様式 1）」・「愛称表示のイメージ図」は各施設について作成し、それ以外の書類は 1 部だけで結構です。

イ) 任意で参考資料を提出していただくこともできます。

ウ) 提出書類は、原則として返却しません。

| 書類名               | 部数  | 備考 |
|-------------------|-----|----|
| ネーミングライツ申込書（様式 1） | 1 部 |    |

|                                             |    |                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 愛称表示のイメージ図                                  | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>カラーで作成したもの</li> <li>カラー印刷したもの（紙で）+ データ（メールで）を提出してください。</li> </ul> <p>※愛称表示として掲出したい企業ロゴ・企業マーク等もイメージ図に盛り込んでください。</p>                                                                 |
| 枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式2）                      | 1部 |                                                                                                                                                                                                                           |
| 主な事業活動の内容がわかる書類（様式任意）                       | 1部 |                                                                                                                                                                                                                           |
| 共同応募の場合、構成員・責任の範囲等を定めた協定書等（様式任意）            | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>共同応募の場合のみ</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| 成年後見登記されていないことの証明書 及び 本籍地の市区町村長発行の身分証明書【原本】 | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の場合及び法人格のない団体の場合の代表者</li> <li>提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul>                                                                                                                        |
| 更正手続開始決定・再生計画認可決定を証する書類【写し】                 | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>該当する場合</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
| 納税証明書【原本】                                   | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>【国税】法人税、所得税、消費税の未納税額がないことを証明する納税証明書（税務署所定の様式。法人の場合は様式その3の3、個人の場合は様式その3の2）</li> <li>【市税】本市の市税の滞納無証明書（市税を分納している場合は、毎月10日から20日の間に証明書発行手続きを行うこと。）</li> <li>提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul> |
| 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【原本】                      | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の場合</li> <li>提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類【写し】                   | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人格のない団体の場合</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 住民票の写し【原本】                                  | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の場合及び法人格のない団体の場合の代表者</li> <li>提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul>                                                                                                                        |
| 印鑑証明書【原本】                                   | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人：法務局発行の印鑑証明書</li> <li>個人・法人格のない団体の場合の代表者：各市町村発行の印鑑証明書</li> <li>提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul>                                                                                       |

#### (4) 質問の受付及び回答

##### ア) 受付期間

令和7年9月1日（月）から同年10月17日（金）まで（必着）

##### イ) 受付方法

質問書（様式3）を、メール、FAX、郵送又は持参により、財産活用課に提出してください。（持参する場合は、土・日曜日、祝日、休日を除く9時から17時30分まで）

##### ウ) 回答方法

随時、ホームページで公表することとします。

## **10. ネーミングライツパートナー候補者の選定方法**

---

(1) 本市職員で構成する委員会（以下「委員会」といいます。）において、次の観点から応募内容を総合的に審査して選定します。複数の応募があった場合は、審査の結果、最高点数を獲得した者を候補者とします。該当者が複数いる場合は、審査項目の「②ネーミングライツ料」、「③社会貢献」、「④愛称」の順に点数が最も高い者を候補者として選定します。なお、応募者が1者のみの場合にも、審査を行います。

### **【審査項目の概要】**

|   | 審査項目      | 主なポイント                                                                                                                               |
|---|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 応募者       | ・応募の資格を満たしているか                                                                                                                       |
| ② | ネーミングライツ料 | ・どの程度歳入の増加が見込めるか                                                                                                                     |
| ③ | 社会貢献      | ・市民サービスの向上・施設の魅力向上につながる提案か<br>・地域活性化につながる提案か                                                                                         |
| ④ | 愛称        | ・愛称の付け方・ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準を満たしているか<br>・公共性・公益性・中立性・品位等を妨げないか<br>・親しみやすさ・呼びやすさ・わかりやすさ<br>・施設イメージと合致しているか<br>・施設の管理運営に支障が生じないか |
| ⑤ | パートナーメリット | ・内容が妥当か                                                                                                                              |

- (2) パートナーメリットについては、委員会による審査の結果、承諾できない場合があります。  
希望するパートナーメリットが契約の必須事項である場合には、応募の段階でその旨をお知らせください。
- (3) 選定結果は、応募者に文書で通知します。

## **11. ネーミングライツパートナー候補者決定後の流れ**

---

### **(1) 契約に向けた最終協議・調整**

- ア) 施設等への愛称表示のデザイン、設置の時期・場所・方法等について、詳細な協議を行います。
- イ) 愛称表示のデザイン等については、施設の所管部署・関係部署等との協議が必要です。  
また、枚方市景観条例に基づく市長の助言等を順守してください。
- ウ) 愛称表示の看板等の設置については、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び枚方市都市公園条例（昭和49年条例第22号）に基づき公園管理者の許可を受ける必要があります。
- エ) その他、必要に応じて関係機関等との協議、諸手続きを行っていただきます。

### **(2) 契約締結**

- ア) ネーミングライツパートナー候補者との協議が整い次第、契約を締結します。
- イ) ネーミングライツパートナー候補者との協議中に協議が整う可能性がないと本市が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切ることがあります。この場合、本市は一切の賠償責任を負いません。
- ウ) 上記イ) の場合、次点者を新たなネーミングライツパートナー候補者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

### **(3) 愛称等の公表**

契約締結後、市は、施設の愛称、ネーミングライツパートナー名、ネーミングライツ料等について、市ホームページ等により公表します。

## **12. ネーミングライツ開始までのスケジュール**

---

ネーミングライツ開始までのおおまかなスケジュールは、次のとおりです。

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 令和7年9月～同年10月 | ネーミングライツパートナー募集         |
| 令和7年11月      | ネーミングライツパートナー候補者の選定     |
|              | 契約締結に向けた協議              |
| 令和7年12月      | 契約締結                    |
| 令和8年1月～同年3月  | ネーミングライツ開始に向けた準備（愛称表示等） |
| 令和8年4月       | ネーミングライツ開始              |

## **13. その他**

---

- (1) 各提出書類において虚偽の内容の記載があった場合には失格となります。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (3) 市の業務上やむを得ない事由が発生した場合や改修工事実施の際、愛称表示看板等の一時撤去等を行う場合があります。

## **14. 問い合わせ先**

---

枚方市 総務部 財産活用課（市役所本館3階）

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1347（直通）

FAX 072-841-3039

E-mail kanzai@city.hirakata.osaka.jp

（※応募先は9. 応募手続きをご参照下さい。）

## ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準

この基準は、ネーミングライツの実施に伴い施設の外壁等に表示する愛称について、枚方市屋外広告物条例等に基づく規制・許可の手続等の定めのほか、個別施設の実情に応じた文字等の大きさや色彩等について定めたものです。

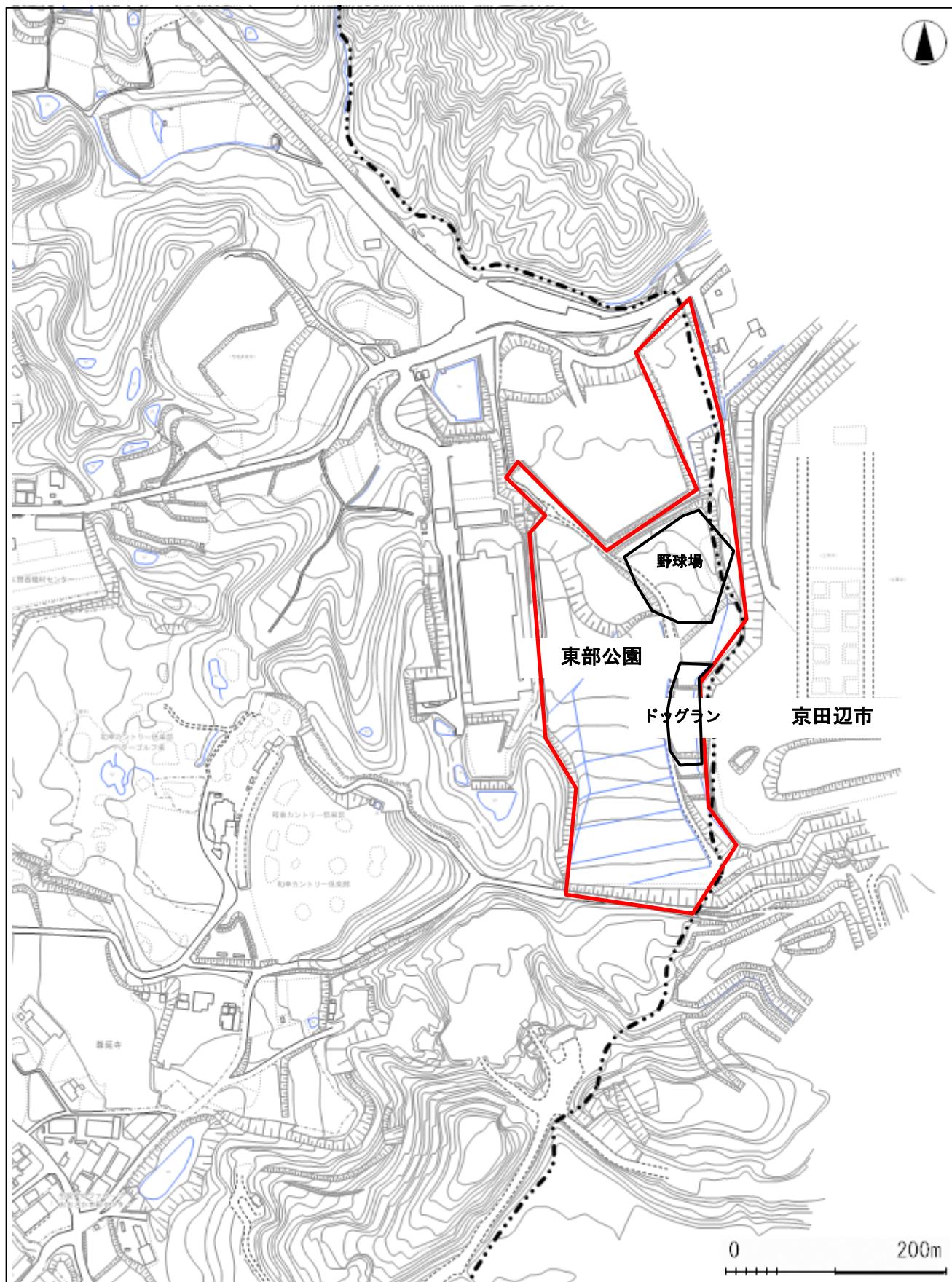
ネーミングライツパートナーは、これらの条例等及び当基準を順守のうえ、景観に配慮した愛称表示の計画を立案して下さい。

|      |            |                                                                                                                                                                                                                             |
|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通事項 | 設置場所       | <ul style="list-style-type: none"><li>原則として写真のとおりとする。</li></ul>                                                                                                                                                             |
|      | 設置箇所数      | <ul style="list-style-type: none"><li>東部公園野球場：既存の表示物1箇所及び新設の表示物3箇所以内とする。</li><li>東部公園ドッグラン：既存の表示物2箇所以内及び新設の表示物1箇所とする。</li><li>王仁公園運動広場、中の池公園運動広場、香里ヶ丘中央公園運動広場：新設の表示物3箇所以内とする。</li><li>王仁公園スケートボード広場：新設の表示物1箇所とする。</li></ul> |
|      | 企業ロゴ・企業マーク | <ul style="list-style-type: none"><li>文字サイズと同程度の大きさとすること。</li><li>ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることを前提とする。</li></ul>                                                                                                            |
|      | 色彩         | <ul style="list-style-type: none"><li>地色・文字色は、表示場所と同系色又は調和した単色とし、周辺景観との調和に配慮すること（用途地域に関係なく、枚方市屋外広告物ガイドラインによる）。</li><li>企業ロゴ・企業マークについては、協議の対象とする。</li></ul>                                                                  |
|      | その他        | <ul style="list-style-type: none"><li>愛称及び企業ロゴ・企業マーク以外は表示しないこと。</li><li>愛称表示のデザインは周辺地域の景観と調和を図ること。</li><li>愛称表示は、安全性に配慮した設置方法とすること。</li><li>愛称表示は、施設管理者との協議により必要な管理・点検を行うこと。</li></ul>                                      |
|      |            |                                                                                                                                                                                                                             |

|               |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新たに表示物を設置する場合 | 表示方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看板又は横断幕によるものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|               | 表示面積 | <p><b>【看板】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・王仁公園スケートボード広場：40 cm（縦）×400 cm（横）以下とする。</li> <li>・上記以外：1箇所当たり、300 cm（縦）×60 cm（横）以下とする。</li> </ul> <p><b>【横断幕】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1箇所当たり次の大きさ以下とする。</li> </ul> <p>東部公園野球場：150 cm（縦）×1500 cm（横）</p> <p>王仁公園運動広場、中の池公園運動広場、香里ヶ丘中央公園運動広場：120 cm（縦）×1000 cm（横）</p> <p>東部公園ドッグラン：50 cm（縦）×600 cm（横）</p> <p>※横断幕は東部公園野球場、東部公園ドッグラン及び各運動広場の外周フェンスにのみ設置可能であり、風加重等による軸体の耐久性や安全性が確認できた場合に限ります。なお、取付は支柱にのみ接合可能であり、防球ネットには直接接合できません。</p> |
|               | 文字   | <p><b>【看板】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30 cm（縦）×30 cm（横）以下とする。</li> </ul> <p><b>【横断幕】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部公園野球場：130 cm（縦）×130 cm（横）以下とする。</li> <li>・王仁公園運動広場、中の池公園運動広場、香里ヶ丘中央公園運動広場：100 cm（縦）×100 cm（横）以下とする。</li> <li>・東部公園ドッグラン：40 cm（縦）×40 cm（横）以下とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |

|                         |      |                                                                                                                                           |
|-------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 既存の表示物に代えて新たに表示物を設置する場合 | 表示方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存表示を取り外した上で、その箇所へ愛称表示を設置することができる。</li> <li>表示は、独立した文字、又は文字が表示されたプレートによるものとすること。</li> </ul>        |
|                         | 文字   | <ul style="list-style-type: none"> <li>文字サイズは、既存表示と同程度の大きさとすること。</li> <li>日本語及び英語アルファベットに限る。</li> <li>文字全体の横幅は、既存表示を大きく超えないこと。</li> </ul> |

【対象資産 No. R 7-ネ 12 東部公園野球場・R 7-ネ 16 東部公園ドッグラン】



## 東部公園



【公園（遠景）】



【公園（近景）】



【野球場】



【ドッグラン】

## R 7-ネ 12 東部公園野球場

【設置例①】管理棟外壁

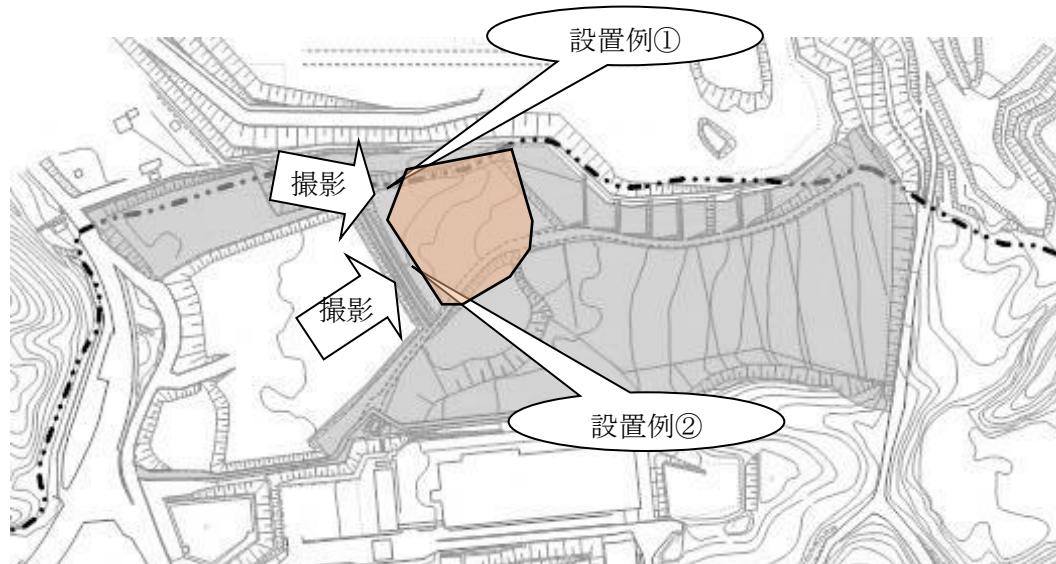


【設置例②】防球ネットト



※形状等はイメージであり確定したものではありません。

【設置位置図】



## R 7-ネ 16 東部公園ドッグラン

【設置例①】中・大型犬エリア入口



【設置例②】小型犬エリア入口

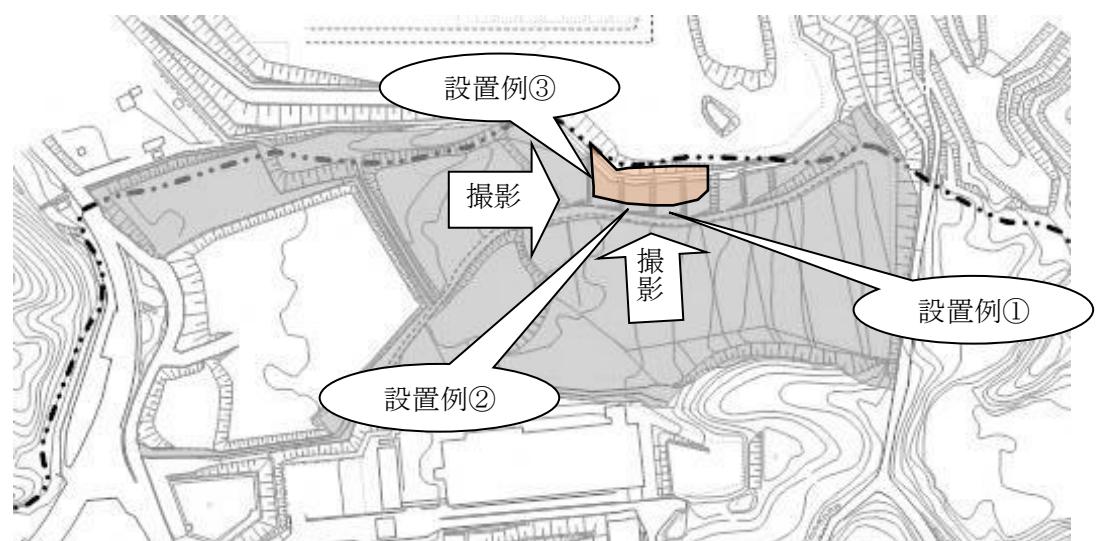


※形状等はイメージであり確定したものではありません。

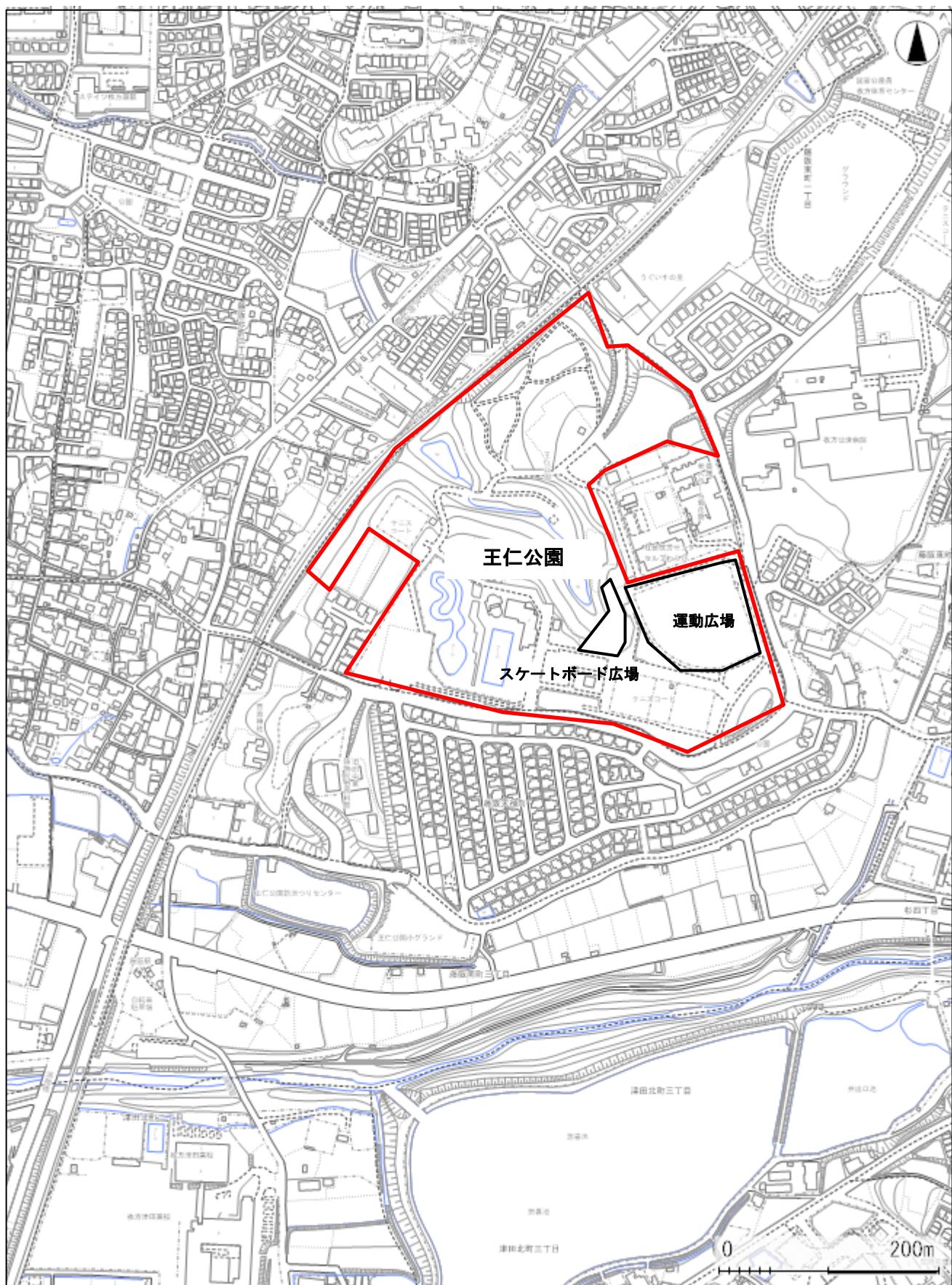
【設置例③】フェンス



【設置位置図】



【対象資産 No. R 7-ネ 13 王仁公園運動広場・R 7-ネ 17 王仁公園スケートボード広場】



## 王仁公園



【公園（遠景）】



【公園（近景）】



【運動広場】



【スケートボード広場】

## R 7-ネ 13 王仁公園運動広場

### 【設置例①】バックネット



### 【設置例②】3塁側防球ネット



※形状等はイメージであり確定したものではありません。

### 【設置位置図】



## R 7-ネ 17 王仁公園スケートボード広場

【設置例①】東側入口



【設置例②】東側入口（別角度）

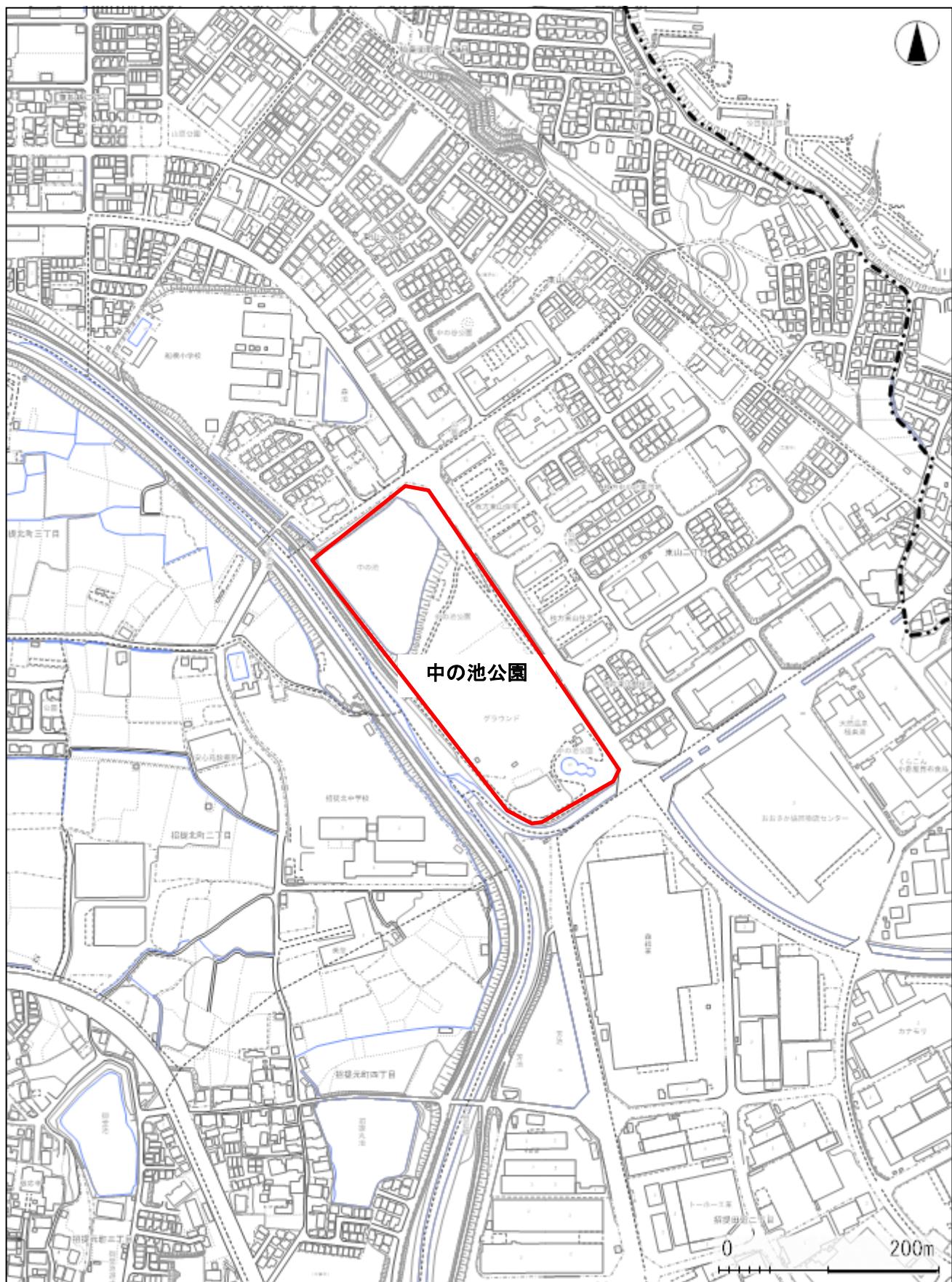


※形状等はイメージであり確定したものではありません。

【設置位置図】



### 【対象資産 No. R 7-ネ 14 中の池公園運動広場】



## 中の池公園



【公園（遠景）】



【公園（近景）】



【運動広場①】



【運動広場②】

## R 7-ネ 14 中の池公園運動広場

【設置例①】防球ネット



【設置例②】バックネット



※形状等はイメージであり確定したものではありません。

【設置位置図】



【対象資産 No. R 7-ネ 15 香里ヶ丘中央公園運動広場】



## 香里ヶ丘中央公園



【公園（遠景）】



【公園（近景）】



【運動広場①】



【運動広場②】

## R 7-ネ 15 香里ヶ丘中央公園運動広場

### 【設置例①】バックネット



### 【設置例②】外野フェンス



※形状等はイメージであり確定したものではありません。

### 【設置位置】

